

## =消費生活相談員のための判例紹介=

### フレキシリード PL 事件

飼い犬の散歩に使用されるフレキシリードに欠陥があったとして輸入販売業者の製造物責任が認められ損害賠償が認められるとともに、犬の飼い主に対して慰謝料請求が認められた事例  
愛犬家の執念が導いた逆転勝訴判決

名古屋高等裁判所 平成22年(ネ)第1198号 損害賠償請求事件  
(原審:岐阜地方裁判所 平成21年(ワ)第783号)  
(平成24年7月30日 上告受理申立棄却 高裁判決確定 平成24(受)第76号)  
弁護士 柳田 康男(第一東京弁護士会)

#### 1 事件の概要

本件は、犬の飼い主がフレキシリードを使用し、飼い犬と朝の散歩をしていたところ、飼い犬が突然走り始めたので、リードのブレーキボタンを押して飼い犬を止めようとしたが、ブレーキが製品の欠陥のためかからず、リードの紐が全て伸びてしまい、飼い犬は首輪により動作が制御された形になり、その反動で犬の体が浮き足立つ形となり、両足を負傷したという事案である。

そこで、犬の飼い主は車いす生活を余儀なくされた飼い犬の無念を晴らすため、製造物責任法3条に基づいて、フレキシリードの輸入販売業者に対し、治療費や慰謝料などの損害賠償を請求した事案である。

#### 2 原審の判断

原審である岐阜地方裁判所は、原告(犬の飼い主)が主張した①フレキシリードのリードの伸び方の欠陥、②フレキシリードのブレーキボタン機能の欠陥、③フレキシリードのブレーキ作用の欠陥、④フレキシリードの製品の指示・警告上の欠陥の事実の全てについて欠陥があるといえず、製品に欠陥は認められないとして、原告(犬の飼い主)の請求を棄却した(原告敗訴)。

この岐阜地裁の判決に納得できない原告は、原審判決を不服として名古屋高裁に控訴したのである。

#### 3 控訴審の判断

名古屋高等裁判所は、フレキシリードには「ブレーキボタンを押しても、ブレーキボタンの内部と先端のリール(回転盤)の歯とがかみあわず、カタカタと音がするだけで、ブレーキがかからなかったのであるから、ブレーキボタンがブレーキ装置として

本来備えるべき機能を有せず、安全性に欠けることがあったといわざるを得ない。」として製造物責任法3条にいう「欠陥」の存在を認めた。なお、その余の控訴人(犬の飼い主)が主張するフレキシリードの欠陥については、既に製造物責任法3条の「欠陥」を認定してしまっていることから判断していない。

また、本判決は、被害者たる飼い犬の愛犬タロウ号が家族の一員として取り扱われていることを認定したうえ、飼い主たる控訴人に対し、本件事故に遭ったことの精神的苦痛の存在を認め、精神的苦痛を慰謝するため、金30万円の慰謝料請求を控訴人に認めたのである。

#### 4 輸入販売業者の上告受理申立て

このように、名古屋高等裁判所は、岐阜地裁の判決を覆し逆転勝訴判決を下したのであるが、名古屋高等裁判所の逆転勝訴判決を不服とするフレキシリード輸入販売業者は、最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てを行った(その後、上告申立ては取下げを行った)。

最高裁判所は、平成24年7月30日、フレキシリード輸入販売業者の上告受理申立てを却下し、高裁判決は確定したのである。

#### 5 本判決の位置付け

本判決は、フレキシリードのブレーキ機能に製造物責任法上の欠陥があるということを認めたのであるが、この判断については、本件製品の特性を考慮して、その有しているべき安全性を検討したうえで欠陥の有無を判断しており、今までの裁判例の流れに沿う判断を行っている。

したがって、製造物責任法3条の欠陥という争点については、特筆すべき判断は行われていない。

ところが、本判決の特筆すべきところは、フレキ

シリーズの欠陥により負傷してしまった愛犬タロウ号の飼い主に対し、その精神的苦痛に対する慰謝料請求の支払いを認めた点である。すなわち、ペットの負傷に対し、飼い主に対する慰謝料請求を認めた点が特徴的なのである。

## 6 製造物責任法における主張立証責任

製造物責任に関する訴訟の場合、当該製造物から被害を被った被害者は、訴訟において通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体や財産に損害を及ぼす異常が発生したことを主張すれば、欠陥の主張・立証として十分であると解されているのが裁判例である。

被害を被った消費者たる被害者が製品製造者たるメーカー側を相手取って裁判をする場合、被害者が具体的な製品の欠陥まで立証しなければ勝訴できないのでは、製品に関する専門的知識を持たない一般消費者は裁判で製品の欠陥を立証できず、結果的に泣き寝入りになってしまふからである。

そこで、製造物責任訴訟においては、当該製造物を普通に使用していただけなのに損害が発生してしまったということを被害者は主張・立証すれば足り、逆に、製造者側に当該製品には欠陥がないということの立証責任を課しているのである。

本件において控訴人たる被害者は、本来、フレキシリーズを通常の用法で使用していたということを主張・立証すれば足りるのであるが、本件訴訟においては、控訴人側が構造計算に基づいた詳細な資料を原審において提出していたのである。

しかしながら、原審である岐阜地方裁判所は、詳細な構造計算に基づく証拠提出がなされているにもかかわらずフレキシリーズの欠陥を認めなかつた。

原審で敗訴した被害者は納得できず、執念で控訴し、結果として逆転勝訴したのであるが、原審は本人訴訟だったことを付記しておきたい。「こんなに資料を準備したのに勝てなかつた」という被害者の気持ちを慮ると非常に無念であり、当職は原審記録一式を精査し「この人が勝てないなら世の中（司法）は間違っている」と確信するに至り、名古屋の事件ではあったが、控訴審から代理人就任したのである。

例えば、釣竿に大きな魚がかかり勢いよくリールが回転し始めた場合、もはや素手ではリールの回転を止めることができるのであるのと同じく、本件リードも中型犬が時速30kmの速度で走り出すと、もはやブレーキは利かなくなってしまうのであり、このような結論は一般人でも容易に想像がつくのではなかろうか。

## 7 ペットは法律上「物」

愛犬家にとっては、聞き捨てならない言葉である

う。しかし、これが現実、どんなに愛らしいワンちゃんであっても、法律上は「物」なのである。すなわち、時計や自転車と同じ扱いなのである。

したがって、たとえば人を故意に殺したとすれば殺人罪となり、死刑、無期もしくは5年以上の懲役に処せられるが（刑法199条）、愛犬を故意に撲殺したとしても、器物（動物）損壊罪として最高でも3年の懲役刑しか科されることはない（刑法261条）。これは刑事責任についての話であるが、民事裁判においても、物の損壊に対する慰謝料請求は、通常認めないので裁判実務なのである。

## 8 時代背景の反映？

しかしながら、名古屋高等裁判所は、「タロウは、控訴人夫婦の家族の一員として扱われてきていること」等を理由として、「タロウが本件事故に遭ったことで精神的苦痛を被ったことが認められる」と認定し「控訴人が被った精神的苦痛を慰藉するには30万円が相当である。」との判断を行つた。

仮に、被害を被ったのがペットであったとしても、家族の一員として欠かせない存在であった場合には、家族の被害と同視（または、一步進んで家族に対する被害そのもの）として、現実に生じた損害の賠償（これは、ある意味当然である）のみならず、精神的損害に対する慰謝料請求まで認められたのである。

では、いかなる状況にあれば、家族の一員とみなされるのか、また慰謝料の金額はいくらなのか。

これらの問題点については、今後の判例の蓄積を待つかないが、まずは、慰謝料請求が認められたという点が本件判決の特徴的な判断である。

核家族化の増加、一人世帯（ことに高齢者一人世帯）の飛躍的増加、共働き夫婦のみ世帯が増加するなか、ペットの占める位置付けや必要不可欠性も変化を見せている。

このような時代背景を本判決は敏感に感じ取り、結論に反映させたものであると、当職は理解している。今後の判例の展開が楽しみである。

## 9 製造者も消費者もペットも、すべて幸せに

家族の一員であるペットに使用する製品であるから製造者側も十分に構造計算を行つたうえで、製品を製造することが必要であることは言うまでもない。しかしながら、大事な家族の一員に対して使うのであるから、消費者も十分に製品の特性や使用方法及び危険性を熟知し、製品を選択することが必要である。

ペットにかかる全ての人が注意深くすることによって、みんなの平穏と幸せ、心豊かな日々の暮らしが続きますように。